

地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）について

1 交付金の概要・目的

平成 28 年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、新型交付金が創設される。

予算額は、1,000 億円（事業費ベース 2,000 億円程度）で、地方版総合戦略に位置づけられた自主的・主体的な取り組みで、先導的なものを支援する。

地域再生法に基づく交付金として位置づけたうえで法律補助とし、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画（複数年度も可）の事業に対して交付する予定。

2 交付金の対象事業等

支援対象となる先導的な事業は以下の 3 タイプ

(1) 先駆タイプ

イ 「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」のいずれかの分野に該当し、

ロ 地域経済分析システムを活用するなどの仕組みを備え、

ハ ①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における政策 5 原則等の観点から先駆性を有し、①～④の要素をすべて含む

事業を対象とする。

事業計画期間は 5 か年度以内とし、1 事業あたり国費 1 億円（事業費ベース 2 億円）を上限の目安とする。

(2) 横展開タイプ

イ 「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」のいずれかの分野に該当し、

ロ 地域経済分析システムを活用するなどの仕組みを備え、

ハ ①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における政策 5 原則等の観点から先駆性を有し、①に加え、②～④のうち 2 つの要素を含む

事業を対象とする。

事業計画期間は 3 か年度以内とし、1 事業あたり国費 2,500 万円（事業費ベース 5,000 万円）を上限の目安とする。

(3) 隘路打開タイプ

イ 「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」のいずれかの分野に該当し、

ロ 地域経済分析システムを活用するなどの仕組みを備え、

ハ 地方創生の推進に取り組む過程で、既存の取組みや制度上の隘路を発見し、それを打開する事業を対象とする。

事業計画期間は3か年度以内とし、1事業あたり国費2,500万円（事業費ベース5,000万円）を上限の目安とする。

3 その他

(1) 申請事業数

申請事業数は、原則として1市町村あたり2事業までを目安とする。

(2) 対象とならない経費

地方公共団体の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費、施設や設備の整備、備品購入を主目的とするもの

(3) ハード事業の取扱い

ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業等）は本交付金の対象とするが、ハード事業が50%以上を占める場合は対象としない。

(4) 地域再生計画との関係

地方創生事業についての地域再生計画の作成・申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けただうえで、各年度において、当該事業についての交付申請を行う。

地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）

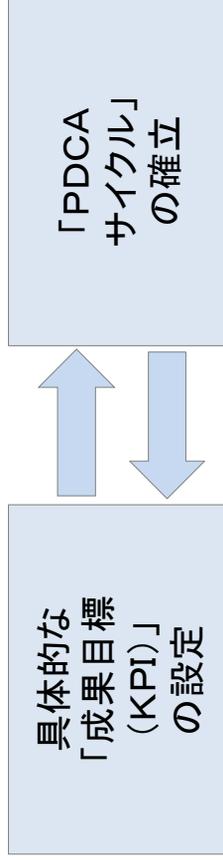
（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新規）
（事業費ベース 2,000億円）

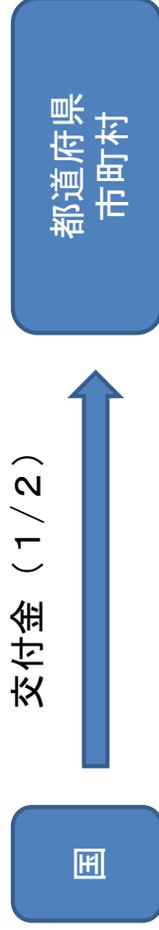
事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例）ローカル・イノベーション、ローカルブランドディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与